

令和7年第9回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木) 午前8時30分から

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員 (1人) 4番 植松 春雄

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の選出	川瀬 崇 藤崎 正雄
第 2 会議書記の指名	東海林局長、滝上推進員、阿部主事
第 3 農政報告	参与 井口課長
第 4 会務報告	事務局 東海林局長
第 5 議事参与の制限	
第 6 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について	
第 7 議案第23号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第 8 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について	
第 9 議案第25号 現況証明書の交付について	

6. 農業委員会事務局職員

東海林孝行事務局長・滝上和昭農地推進員・阿部久仁光主事

7. 参与

井口純一産業課長

事務局長(東海
林)

みなさんお疲れ様です。
本日は9名の委員が出席しており定足数に達しておりますので、
只今から令和7年 第9回農業委員会総会を開催いたします。
それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。

会長(善岡)

おはようございます。稲刈りもまだちょっと残ってる方もおりますが、
ほぼ出荷作業も終了し、大きな事故も無く無事収穫も終えたと聞いております。数量も8俵から12俵台までと今年は町内においても地区により収量に差が大きく、品質にもだいぶ差があるとも聞いています。そう考えると何か課題が残る年だったのかな、と思っております。今年の色々振り返った上で、また来年に向けてより高来を目指して行けたらいいのかなと思っているところです。

それでは、これより令和7年 第9回農業委員会総会を開催致します。

議長(会長)

日程第1 会議録 署名委員の選出について
8番川瀬委員・9番藤崎委員にお願い致します。

議長

日程第2 会議書記の指名について
会議書記には、東海林事務局長 滝上農地推進員 阿部主事 を配置
いたします。

議長

日程第3 農政報告 井口産業課長お願いします。

参与(井口)

皆さんおはようございます。私からは1点ご報告をさせていただきます。本年度より本町は地方経済生活環境創生交付金、地方創生2.0という国の補助事業の採択を受け、未来に繋がる町づくりに関する様々な取組が本年度から進められています。交付金制度の概要としまして、人口減少の問題ですとか高齢化、年への一極集中、地法産業、インフラの疲弊などの課題をさらに深く広く捉え対処していくことで、地法主役の成長を促す発想のもと創設された制度であります。この交付金に係る本町の農業分野の取組としては、本町の農業の将来を見据えて、農業全般に関する計画、農業のマスタープランを新たに策定し、計画性を持って総合的に推進していくものであります。先月開かれた農業振興協議会にて策定の承認をいただきました。ビジョンの検討にあたっては、JAの若手の役員の方々に入って頂き、今後ビジョンの原案の検討を進めてまいります。スケジュールとしては、11月に初回となる検討委員会を開催し、来年の11月まで5回程度の会議を重ねる予定となっております。進捗については、追つ

	て今後この場にて隨時報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
	以上農政報告と致します。
議長	日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。
事務局長	会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】
議長	日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限が、議案第24号で〇〇委員にかかります。 それではこれより、報告1件、議案3件の審議に入ります。
議長	日程第6 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、事務局より説明願います。
事務局長	5頁をお開き下さい。 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について 農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。 令和7年9月25日提出 6ページをお開き下さい。 番号7-7 権利取得者 和〇〇〇〇さん 権利委譲者 父の〇〇〇〇さん。令和7年6月1日に亡くなら れ、相続するものであります。 土地の所在は西川90番地6、外7筆です。 田が8筆で合計面積 10,086.00 m ² です。 土地の所在は資料1ページに航空写真を添付しておりますので、ご参照 下さい。 以上で報告を終わります。

議長	ご質問等ありますか？
委員	【質疑なし】
議長	日程第7、議案第23号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局より説明願います。
委員	<p>7ページをお開き下さい。</p> <p>議案第23号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった別紙の件について 議決を求める。</p> <p>令和7年9月25日提出</p> <p>8ページをお開き下さい。</p> <p>番号7-11 合意解約</p> <p>貸主 和26番地38 ○○ ○相続人 ○○ ○○さん 借主 ○○○○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○さん 土地の所在は、西川90番地6 他7筆です。 田が8筆で、面積が10,086m²です。 位置図の航空写真は先ほど相続でご参照いただいたものと同様となります。資料1ページですので必要に応じご参照ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ご質問等ありますか？
委員	【質疑なし】

議長	採決いたします。 議案第23号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、承認される方は挙手願います。
委員	【全員挙手】
議長	全員挙手ですので、議案第23号、農地法第18条第6項の規定による合意解約については、承認といたします。 次に、日程第8、議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について、7-18、7-19 関連しますので一括して事務局より説明願います。
事務局長	9ページをご覧下さい。 議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画案の承認について 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）により、北竜町から意見を求められた別紙の農用地利用集積等促進計画案について議決を求める。
	令和7年9月25日提出 10ページをご覧下さい。
	番号7-18 所有権の移転を受ける者 北海道農業公社 所有権の移転をする者 和〇〇〇〇さん 管理権の種類内容は売買です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。 土地の所在は、西川90番地6 外7筆 田が8筆で、面積は 10,086 m ² となっております。 11ページをお開き下さい。
	番号7-19 所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さん 所有権の移転をする者 北海道農業公社

管理権の種類内容は売買です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおり。なお、番号 7-18 で○○○○さんが農業公社に売った土地を、公社から○○○○○○○○が買い入れるものとなります。

ですので、土地の所在及び面積等は、番号 7-18 と同じです。

航空写真は、資料 1 ページです。

以上で説明を終わります。

ご質問等ありますか？

議長

【質疑なし】

委員

採決いたします。

番号7-18ならびに7-19について、承認される方は挙手願います。

議長

【全員举手】

委員

全員挙手ですので、番号7-18ならびに7-19については承認いたします。

議長

次に7-20、7-21について関連しますので一括して事務局より説明願います。

12ページをお開き下さい。

番号7-20

所有権の移転を受ける者 北海道農業公社

所有権の移転をする者 碧水 〇〇 〇〇さん

管理権の種類内容は売買です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、碧水3 1番地7

田が1筆で、面積は 101 m^2 となっております。

13ページをご覧下さい。

続いて番号7-21

所有権に移転を受ける者 碧水 〇〇 〇さん

所有権の移転をする者 北海道農業公社

管理権の種類内容は売買です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおり。なお、番号 7-20 で〇〇〇〇さんが農業公社に売った土地を、公社から〇〇〇さんが買い入れるものとなります。

ですので、土地の所在及び面積等は、番号 7-20 と同じです。

航空写真は、資料 2 ページとなります。

以上で説明を終わります。

議長 ご質問等ありますか？

委員 【質疑なし】

議長 採決いたします。
番号 7-20、ならびに 7-21 について、承認される方は挙手願います。

委員 【全員挙手】

議長(松田代理) 全員挙手ですので、番号 7-20、ならびに 7-21 については承認といたします。
次に、7-22 について事務局より説明願います。

事務局長 14 ページをお開き下さい。
番号 7-22

所有権の移転を受ける者 北海道農業公社

所有権の移転をする者 碧水 〇〇〇〇さん

管理権の種類内容は売買です。移転時期及び対価の支払期限は記載のとおりです。

土地の所在は、碧水 28 番地 3 外 2 筆

田が 3 筆で、面積は 21,897 m² となっております。

航空写真は、資料 2 ページとなります。

以上で説明を終わります。

議 長	ご質問等ありますか？
委 員	【質疑なし】
議 長	採決いたします。 番号7-22について、承認される方は挙手願います。
委 員	【全員挙手】
議 長	全員挙手ですので、番号7-22について承認といたします。 次に、7-23について事務局より説明願います。
事務局長	15ページをお開き下さい。 番号7-23 利用権の設定を受ける者 和〇〇〇〇さん 利用権の設定をする者 北海道農業公社 管理権の種類内容は賃貸借です。始期終期及び貸付料とその支払方法は記載のとおりです。 土地の所在は、和101番地1 外4筆 田が5筆で、面積は 12,786 m ² となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ご質問等ありますか？
委 員	【質疑なし】
議 長	採決いたします。 番号7-23について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号7-23について承認といたします。
ここで番号7-24について○○委員に議事参与の制限がかかります。
それでは、7-24について事務局より説明願います。

事務局長

16ページをお開き下さい。
番号7-24

利用権の設定を受ける者 ○ ○○ ○さん
利用権の設定をする者 北海道農業公社

管理権の種類内容は賃貸借です。始期終期及び貸付料とその支払方法は記載のとおりです。

土地の所在は、17ページをご覧下さい。和21番地6 外34筆
田が35筆で、面積は 121,139.12 m²となっております。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。
番号7-24について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号7-24について承認といたします。
ここで、○○委員の議事参与の制限を解きます。

続いて、議案第 25 号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。

事務局長

18ページをお開き下さい。

議案第 25 号、現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

19ページをお開き下さい。

申請番号 7-7

申請者住所氏名 ○○○ ○○ ○○さん

土地の所在は、美葉牛 305 番地 11 ほか 3 筆

公簿はいずれも「畠」現況はいずれも「雑種地」であり、証明理由は、地目変更登記申請をするものであります。

資料 3 ページに航空写真を添付しておりますのでご確認下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号 7-7 について承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

全員挙手ですので、番号 7-7 について承認いたします。

議案第 25 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、承認といたします。

以上で、本日総会の報告審議案件は全て終了いたしました。

これで第 9 回農業委員会総会を終了いたしました。

議 長

8番委員

9番委員
